地区が設置する防犯カメラの設置・運用要領

１　趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、第２項に定める設置目的を達成するため、　　　地区が、第３項に定める場所に設置する防犯カメラの設置及び利用に関し、必要な事項を定めることにより、その適切な運用を図るものとする。

２　設置目的

防犯カメラは、　　　の区域内における犯罪の防止を目的として設置する。

３　設置場所及び設置台数

別紙配置図の場所に、　　台の防犯カメラを設置する。

（※配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示。）

４　管理体制

（１）　防犯カメラの適正な管理を図るため、管理責任者を置くものとする。

（２）　管理責任者は、　　　　　とする。

（※職・氏名を記載）

（３）　管理責任者は、防犯カメラ、録画装置（モニター、その他の機器一式）の機器の操作を行わせるため、取扱者をおくものとする。

（４）　取扱者は、　　　　　　とする。

（※職・氏名を記載）

（５）　管理責任者及び取扱者の責務は、次のとおりとする。

ア　防犯カメラの画像から知り得た情報の漏えい、または不正使用の防止のために必要な処置に関すること。

イ　防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせに関すること。

ウ　その他防犯カメラの画像の適切な取扱いに関すること。

５　防犯カメラの設置及び利用

（１）　設置及び利用の制限

防犯カメラの設置及び利用に当たっては、設置目的である犯罪の防止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡撮影を行わないものとする。

（２）　設置及び利用の明示

設置者は、防犯カメラの設置及び利用に当たって、撮影区域の出入口やその区域内の見やすい位置に、防犯カメラを設置していること及び設置者名を明示した表示板を掲示するものとする。

（３）　設置の許可

防犯カメラの設置に当たっては、設置場所の管理者の許可を得るものとする。

６　画像の管理及び取扱い

（１）　保管場所

録画装置（モニター、その他の機器一式）の保管場所は、　　　　とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理する。

（２）　立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

（３）　秘密の保持

設置者、管理責任者及び取扱者は、防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。また、その職を退いた後も同様とする。

（４）　画像の利用及び提供の制限

防犯カメラの画像を、設置目的以外の目的に利用し、または提供しないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア　法令に基づく場合

イ　捜査機関から犯罪・事故の捜査等の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提供を求めるときは文書による。

ウ　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

（５）　画像の閲覧・提供時の身元確認

防犯カメラの画像の閲覧・提供を行うときは、要請者からの身分証明書等の提示を求めて確認を行うとともに、閲覧・提供の必要性を検討するものとし、画像を閲覧・提供したときは、日時、要請先、理由、画像の内容を記録するものとする。

（６）　画像の適正管理

防犯カメラの画像の漏えい、滅失、き損、流失及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア　画像を保存する場合には、不必要な複製または当該画像を加工してはならない。

イ　画像の記録された媒体（ＤＶＤ、ハードディスク等をいう。以下同じ。）は、保護された場所または施錠設備のある強固な金属製ボックス内に収納して厳重に管理し、第６項第４号に定める場合を除き、外部へ持ち出してはならない。

ウ　画像の保存期間は、　　日間とする。

（※設置目的を達成する範囲内で、必要最小限の期間。最大１箇月。）

エ　保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去する。

オ　画像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等で処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去したことを、管理責任者を含め複数人で確認のうえ処分し、処分した日時、方法等を記録する。

７　苦情及び問い合わせへの対応

　　設置者及び管理責任者は、当該防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

８　その他

（１）　設置者は、防犯カメラや録画装置の機器等の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するように努める。

（２）　防犯カメラの画像の取り扱いについては、個人情報保護法の規定に基づき、適正に対処するものとする。

（３）　この要領に定めるもののほか、防犯カメラの運用に関して必要な事項は設置者がこれを定める。

附　則

この要領は、　　年　　月　　日から施行する。